



熊本労働局発表
令和4年2月1日

【照会先】
熊本労働局労働基準部
監督課
課長 宮本 浩
課長補佐 平島 佳実
(直通電話) 096 - 355 - 3181

報道関係者 各位

建設工事現場に対する年末集中監督の実施結果を取りまとめました

熊本労働局（局長 木下正人）管下の労働基準監督署（熊本、八代、玉名、人吉、天草、菊池）では、令和3年12月に、県内の建設工事現場に対して労働災害防止を主眼とした監督指導を集中して実施しました。

今般、その実施結果を取りまとめましたので、公表します。

【年末一斉監督指導の実施結果の概要】（別紙参照）

- 1 対象 熊本県内の建設工事現場 124 現場
- 2 実施期間 令和3年12月1日から同月28日まで
- 3 実施結果
 - (1) 監督指導結果
 - ア 監督指導実施件数 124 現場
うち労働安全衛生法違反が認められた現場 75 現場（違反率 60.5%）
 - イ 法違反の内容
 - ・ 法違反事項数 152（協力業者による違反事項含む）
 - （主な法違反事項）

足場等からの墜落・転落防止措置に関する違反	61
建設機械等の安全確保措置に関する違反	25
安全管理体制の不備	9
安全通路の有効保持に関する違反	9
型枠支保工に関する違反	6
 - ウ 使用停止等命令
法違反が認められた75現場のうち、足場などで墜落・転落の危険性が特に高い箇所等が認められた12現場に対して、足場等の使用停止等命令を行いました。

建設工事現場に対する年末一斉監督指導の実施結果（詳細）

(1) 全体の実施結果（グラフ1）

監督指導を行った124現場のうち、75現場（60.5％）に労働安全衛生法（以下「法」という。）違反が認められたことから是正勧告を行いました。また、法違反は認められなかったものの、労働災害防止に関して改善すべき事項が認められた11現場（8.9％）に対して改善指導を行いました。

(2) 法違反の内容（グラフ2）

法違反が認められた75現場での違反事項の総数は152件（協力業者分含む）であり、主な法違反の事項は、足場等からの墜落・転落防止措置に関する違反が61件（違反総数の40.1％）と最も多く、次いで建設機械等の安全確保措置に関する違反が25件（同16.4％）でした。

(3) 建築・土木の工事別の実施結果（グラフ3、グラフ4）

監督指導を行った124現場のうち、80現場が建築工事であり、44現場が土木工事でした。

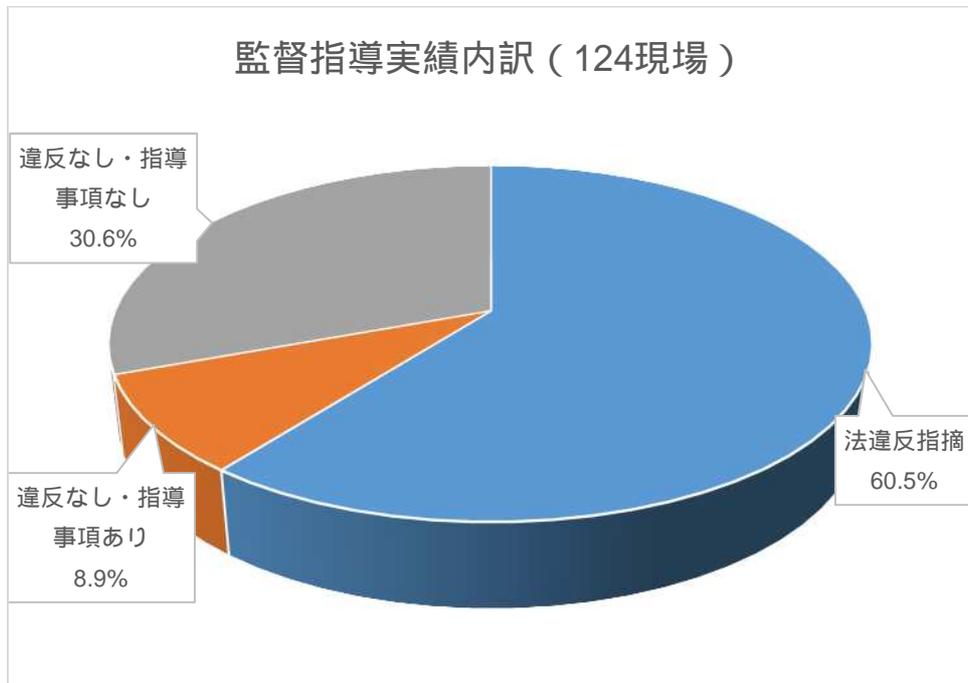
建築工事80現場のうち54現場（違反率67.5％）で、土木工事44現場のうち21現場（違反率47.7％）で、それぞれ法違反が認められたことから是正勧告を行いました。また、法違反は認められなかったものの、労働災害防止に関して改善すべき事項が認められた建築工事4現場、土木工事7現場に対して改善指導を行いました。

(4) 建築・土木工事における法違反の内容（グラフ5、グラフ6）

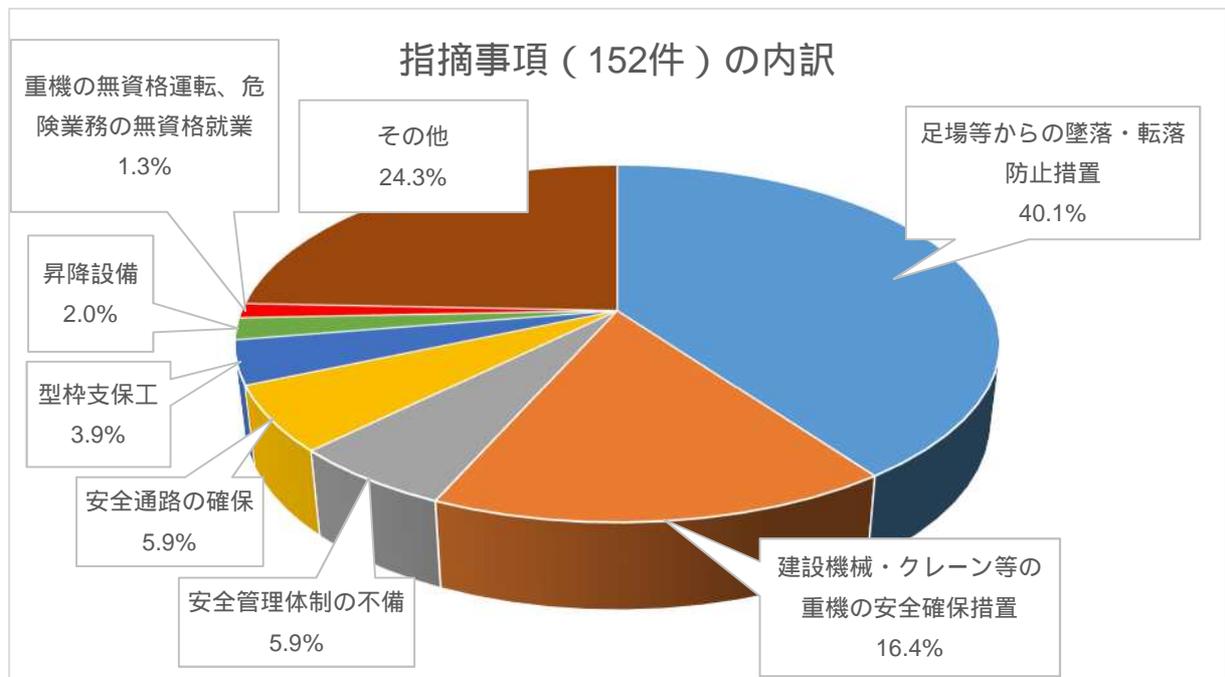
上記（3）の工事について建築・土木の工事別に分類したところ、建築工事での違反事項の総数は129件（協力業者分含む）であり、主な法違反の事項は、足場等からの墜落・転落防止措置に関する違反が60件（違反総数の46.5％）と最も多く、次いで建設機械等の安全確保措置に関する違反が10件（同7.8％）でした。

土木工事での違反事項の総数は23件（協力業者分含む）であり、主な法違反の事項は、建設機械等の安全確保措置に関する違反が15件（同65.2％）、次いで安全管理体制の不備2件（8.7％）でした。

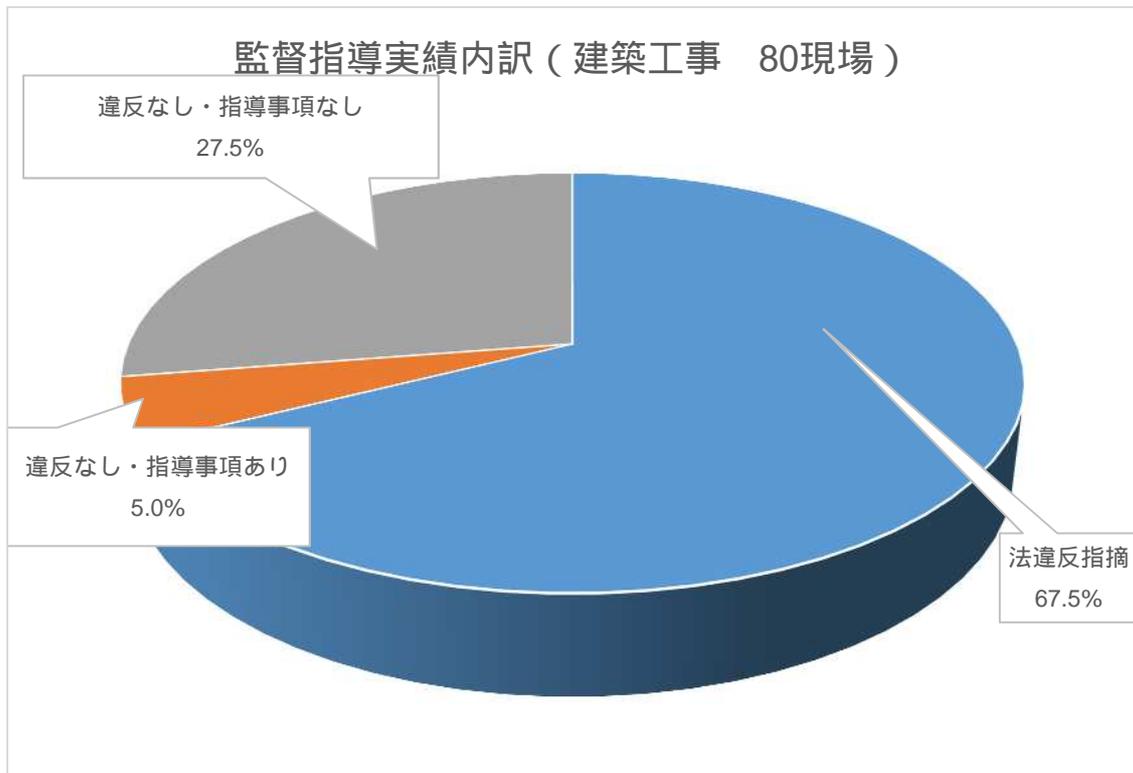
○ グラフ 1 : 建設工事現場に対する監督指導の実施結果



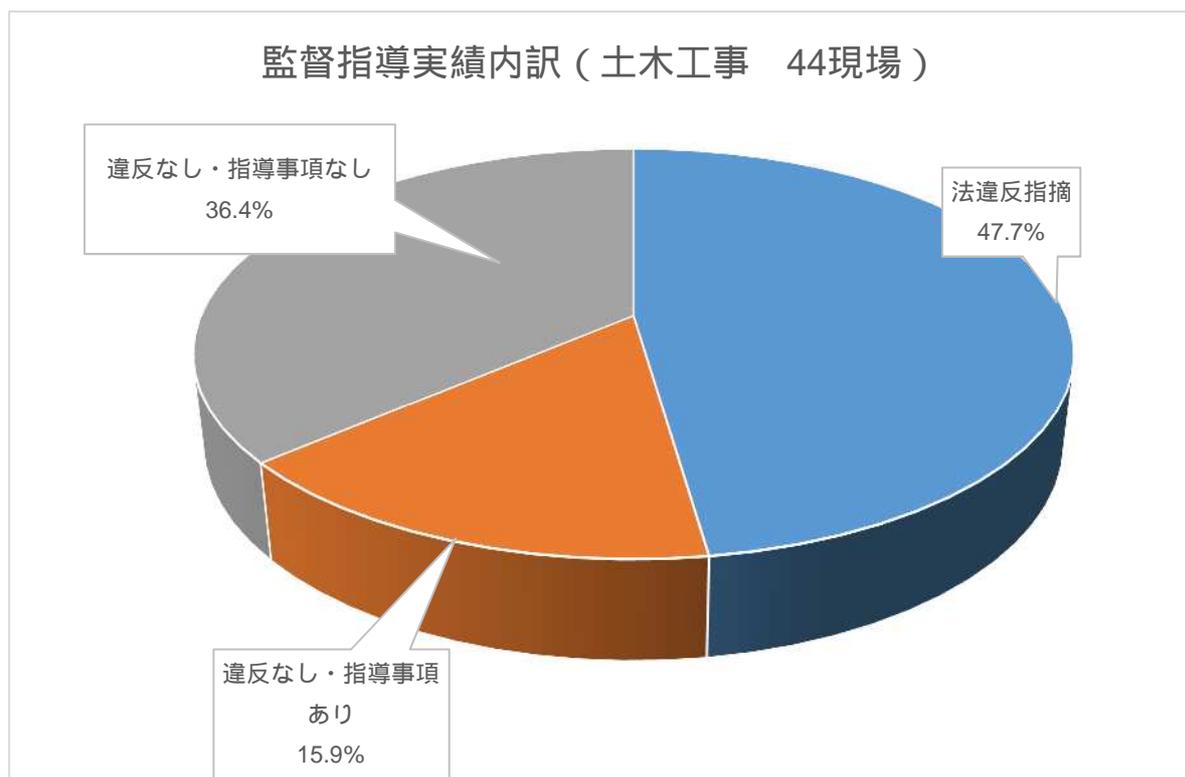
○ グラフ 2 : 違反の内容



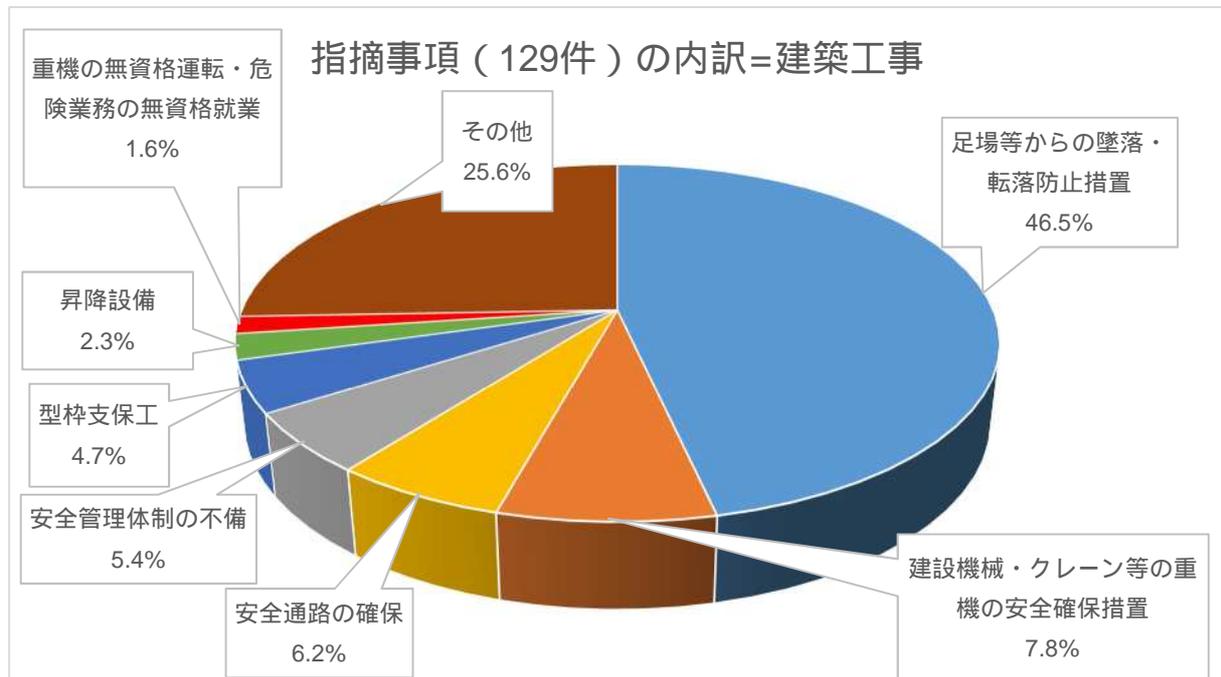
○ グラフ3：建築工事現場に対する監督指導の実施結果



○ グラフ4：土木工事現場に対する監督指導の実施結果



○ グラフ5：建築工事における違反の内容



○ グラフ6：土木工事における違反の内容

